

令和8年度狩猟免許試験のお知らせ

令和8年度の狩猟免許試験を次のとおり実施します。

1 狩猟免許の試験区分

狩猟免許試験を次の4種類に区分して行います。

(1) 網猟免許	網〔むそう網、はり網等の猟具〕を使用する猟法
(2) わな猟免許	わな〔くくりわな、はこわな等の猟具〕を使用する猟法
(3) 第一種銃猟免許	銃器〔装薬銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）〕を使用する猟法
(4) 第二種銃猟免許	空気銃〔圧縮ガス銃を含む。〕を使用する猟法

2 試験の日時、区分及び実施場所

試験日の日程は、午前中に知識試験を受けていただき、知識試験に合格した方は午後に適性試験及び技能試験を受けていただきます。

試験開始後30分を過ぎてからの入室はできません。

また、試験会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

第1回	令和8年7月7日(火曜日) 10時から開始(受付:9時30分～) ・試験会場:「相知交流文化センター」 唐津市相知町中山3600番地8 ・試験区分:わな猟
第2回	令和8年7月29日(水曜日) 10時から開始(受付:9時30分～) ・試験会場:「北方公民館」 武雄市北方町大字大崎2217番地 ・試験区分:わな猟
第3回	令和8年8月2日(日曜日) 9時から開始(受付:8時30分～) ・試験会場:「佐賀県射撃研修センター」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 ・試験区分:網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
第4回	令和8年12月6日(日曜日) 9時から開始(受付:8時30分～) ・試験会場:「佐賀県射撃研修センター」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 ・試験区分:網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
第5回	令和9年1月31日(日曜日) 10時から開始(受付:9時30分～) ・試験会場:「春日公民館(ウェルネス大和)」 佐賀市大和町大字尼寺1875番地 ・試験区分:わな猟

3 受付期間・受付場所

	受付期間	受付場所
第1回目	令和8年6月11日(木)まで	一般社団法人 佐賀県猟友会 〒840-0027 佐賀市本庄町大字本庄278番地4 (電話 0952-26-6543) 平日9時～17時
第2回目	令和8年7月3日(金)まで	
第3回目		
第4回目	令和8年11月6日(金)まで	
第5回目	令和8年12月24日(木)まで	

4 受験資格

- 佐賀県内に住所（住民登録）のある方。
- 次に該当する方は、狩猟免許試験を受けることができません。
 - ア 統合失調症にかかっている者
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
 - エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウに掲げる病気を除く。）にかかっている者
 - オ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - カ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオに該当する者を除く。）
 - キ 狩猟免許の取り消しの日から3年を経過しない者
- 狩猟免許試験実施日に20歳に満たない方(網、わなに限り18歳に満たない方)

5 申し込み手続き

申請書は、佐賀県猟友会又は最寄りの佐賀県猟友会各支部で配布しております。
また、佐賀県のホームページから申請書と医師の診断書の様式をダウンロードできます。
(http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00360440/index.html)

- 提出するもの
 - ① 狩猟免許申請書……1通（複数種類の狩猟免許試験を受験する場合はそれぞれ1通）
※必ずA4サイズで両面印刷（用紙のサイズ違い、片面印刷は受理できません。）
 - ② 写真……1通（裏面に申請者の氏名、撮影日を記載）
（大きさ縦3.0cm×横2.4cm） 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真
 - ③ 医師の診断書……1通（**銃砲所持許可証の写しを提出している場合は不要。**）
 - ※ 医師の診断書は次に掲げる者に該当しない旨の記述が必要です。（概ね申請前6か月以内）
 - ※ 診断書を発行する医師の診療科目は問いません（歯科医は除外）
 - ア 統合失調症にかかっている者
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
 - エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウに掲げる病気を除く。）にかかっている者
 - オ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - カ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオに該当する者を除く。）

※ 県から受診可能病院など、特定の医療機関を紹介することはできませんので、ご了承ください。
※ 銃砲刀剣類所持許可を取得する場合の医師の診断書とは異なりますのでご注意ください。

- ④ 銃砲所持許可証の写し……1通（**許可を受けている場合**）
銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号による許可を受けている場合は、当該許可証の写しを提出することで医師の診断書の代わりとなります。（所持許可証の2ページ）
- ⑤ 申請手数料……「6 狩猟免許申請手数料」の区分に応じて、相当額の佐賀県収入証紙を申請書に貼付けし、提出してください。（収入印紙ではありません。）

※ 複数種類の狩猟免許試験を受験する場合は、申請書ごとに相当額の佐賀県収入証紙を貼付けてください。（1枚の申請書にまとめて貼らない事。）

6 狩猟免許申請手数料

区分	手数料
狩猟免許を新規で取得する方 (現在狩猟免許を持っていない方)	1件につき5,200円
試験一部免除者(注)	1件につき3,900円

※ 複数種類の狩猟免許試験を受験する場合は、それぞれに5,200円(又は3,900円)ずつ必要です。

(注) 試験一部免除者は次に該当する方です。

- ・現在所持している狩猟免許と異なる種類の免許を受験する者。
- ・環境省が定めるやむを得ない理由のために狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者が、その事由が病んだ日から起算して、1ヶ月以内に申請書を提出し県が認めた者。

※ 県で受理した手数料は、佐賀県手数料条例で定める理由の他は返還しません。

※ 収入証紙は知事が指定した「売りさばき所」で購入できます。

(売りさばき所一覧 <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336790/index.html>)

7 試験の内容

試験の申請をされた方には、試験日時を記載した狩猟免許試験受験票を郵送します。

※ 猟友会支部を通じて申請された方は、試験当日に受験票をお渡しします。

試験は、知識試験から技能試験まで一日で行います。

狩猟免許の種別ごとに知識試験、適性試験及び技能試験について行い、その内容は次のとおりです。

なお、技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した方が対象です。

試験科目	内容
知識試験	次の事項に関する筆記試験 1鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2猟具に関する知識 3鳥獣に関する知識 4鳥獣の保護及び管理に関する知識
適性試験	1視力 2聴力 3運動能力
技能試験	次項に掲げる各種課題に関する実技試験 1猟具の判別(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 2猟具の架設(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 3猟具の取扱い(網猟、わな猟免許を除く。) 4距離の目測(網猟、わな猟免許を除く。) 5鳥獣の判別

8 その他

【試験実施時間について】

第3回及び第4回につきましては、全種類の免許試験を実施するため、受験希望者が多くなる場合があります。このため受験希望者が多数の場合は、免許の種類ごとに午前・午後に分けて実施します。

複数の免許試験を受験される方は終日かかる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

【実技試験で使用する箱わなについて】

わな猟免許試験の技能試験において使用する箱わなは、全日程を通して同一の物ではありません。試験会場ごとに仕掛けが異なる箱わなを使用していますので、ご了承ください。

【試験当日の持ち物】

- ・受験票
- ・筆記用具
- ・眼鏡、補聴器等(必要な方) ※視力・聴力試験を実施するため
- ・軍手等作業用手袋(必要な方) ※わな猟免許受験者のみ

※ 試験会場周辺に売店等がない場合がありますので、事前のご準備をお願いします。

9 佐賀県猟友会主催の予備講習

一般社団法人佐賀県猟友会では、狩猟免許試験を受験する方を対象とした予備講習を開催しています。申請・お問い合わせにつきましては、佐賀県猟友会までご連絡ください。
※ 予備講習の受講は任意であり、試験において必須ではありません。

10 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産部 生産者支援課 鳥獣対策担当（電話0952-25-7113）

※12:00～13:00は昼休みとなっているため、ご配慮願います。

【個人情報の取扱いについて】

狩猟免許申請において提出された個人情報は、狩猟免許申請の審査、狩猟免許を受けた者に対する指導監督等の目的にのみ使用し、それ以外の目的においては使用いたしません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定められております。

(http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)

【狩猟免許試験の得点の開示について】

この試験の結果は、以下の内容について情報の提供を受けることができます。

情報提供を希望される場合は、受験者本人であることを証明する書類（受験票、免許証等）を持参の上、9時～17時までの間に、生産者支援課に直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除きます。（試験結果の情報提供は受験者本人以外に対して行うことはできません。）

- ・ 情報提供する内容：試験科目別の得点
 - ・ 情報提供方法：閲覧
 - ・ 情報提供することができる期間：合格発表の日から1か月間
- なお、電話、はがき等による情報提供は行っていません。